

## 船舶事故調査報告書

令和3年2月10日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和2年5月2日 07時00分ごろ
発生場所	石川県金沢港 金沢港金石西防波堤灯台から真方位317° 1km付近 （概位 北緯36° 36.8′ 東経136° 34.4′）
事故の概要	漁船海生丸は、漁場に設置した漁具を回収する目的で出航し、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	令和2年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 海生丸、0.97トン IK3-14165（漁船登録番号）、個人所有 4.87m (Lr) × 1.45m × 0.63m、FRP ガソリン機関、30馬力（動力漁船登録票による）、昭和55年3月20日
乗組員等に関する情報	船長 男性 94歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月6日 免許証交付日 平成28年8月24日 （令和4年8月10日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波向西、波高約1.5m、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 北東流約1.0ノット、水温 約13～14℃ 石川県には、5月2日04時31分に強風注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長（以下「本件船長」という。）が1人で乗り組み、‘金沢市西方沖の漁場’（以下「本件漁場」という。）に設置したままであった‘いいだこの貝殻漁で使用する残り3分の1の漁具’（以下「本件漁具」という。）を回収する目的で、令和2年5月2日06時00

	<p>分以後に、本件漁場向け「金沢港金石地区の船だまり」（以下「金石漁港」という。）を出発した。</p> <p>‘定置網漁に従事する船長’（以下「第1発見者」という。）は、定置網漁を終えて金石漁港に向けて帰航中、作業している様子がない本船を目撃し、近づいたところ、無人の状態であり、本船の周辺にも本件船長が見当たらず、07時28分ごろ118番通報した。</p> <p>第1発見者は、金石漁港に帰航して岸壁で水揚げを行い、‘漁業協同組合’（以下「本件組合」という。）に所属する組合員に本件船長の姿が見えなかったことを伝え、水揚げ後、捜索の目的で出航した。</p> <p>‘本件漁場より北方に漁具を仕掛けていかかご漁を行い、本件船長の知人である船長’（以下「僚船船長」という。）は、07時30分ごろいかかご漁から金石漁港に戻って船体を洗っていたところ、本件船長が行方不明である旨を聞き、07時40分ごろ本船の様子を確認しに出発した。</p> <p>僚船船長は、07時50分ごろ本船に到着し、潮流が北東へ流れていたことを考慮し、北東方の金沢港西防波堤の方から本船に向けて本件船長を捜索することとした。</p> <p>僚船船長は、北東進していたところ、捜索中の巡視艇2隻を認め、本船の場所まで巡視艇を誘導した。</p> <p>本件船長の親族は、08時12分ごろ海上保安庁から本件船長の姿が見えない状況である旨の電話連絡を自宅で受け、本件船長が所有する別の船で捜索に参加しようと、自家用車で金石漁港に向かった。</p> <p>本件船長は、08時40分ごろ、本船から約1海里（M）北東方で、救命胴衣を着用し、意識がなく仰向けの状態で浮いているところを、僚船船長によって発見された。</p> <p>僚船船長は、本件船長の救命胴衣をつかみ、船内の棒を振って発見したことを巡視艇に伝えた後、自らの船に引き揚げ、巡視艇の指示で金沢港大野岸壁に向かった。</p> <p>本件船長は、救急車で病院に搬送され、司法解剖の結果、07時00分ごろ（推定）溺水と検案された。</p> <p>本件船長の親族は、僚船船長の船で本船に向かい、船首を南西方に向けていた本船に移乗したところ、船外機の機関が停止した状態で、船内に海水の滞留がなく、本件漁具の一部である錨索が本船の左舷部スタンションに強く縛られていたのを確認した。</p> <p>本件船長の親族は、本件漁具の錨索を包丁で切った後、船外機の機関を始動し、僚船と併走して金石漁港に帰航した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 本件漁具、写真3 本件漁具の回収状況（再現）、写真4 本件結び目の絡まり、写真5 本件船長が着用していた救命胴衣 参照）</p>
その他の事項	(1) 波浪等の状況について

	<p>第1発見者及び僚船船長によれば、本事故当時、本件漁場付近では西方から約1.5mのうねりがあった。</p> <p>(2) 本件船長について 本件船長の親族によれば、次の通りであった。</p> <p>① 本事故当時の前の週、毎日、本件船長と共に本件漁具付近に設置してあるいかかご漁にでており、持病もなく、体調不良や変わった様子もなかった。</p> <p>② ふだんから救命胴衣を着用していた。</p> <p>③ 携帯電話を身につけていたが、防水型でなかった。</p> <p>④ 水深15～16mの砂地の本件漁場にいいだこの貝殻漁の漁具を3月25日1人で設置し、漁期が終了となるので4月20日1人で約3分の2を回収していた。</p> <p>⑤ 操業時及び本件漁具回収時には、左舷船首方から人力により漁具を引き揚げていた。</p> <p>(3) 本船及び本件漁具の状況について</p> <p>① 船体外板に衝突痕が認められず、船内には、4把分の縄仕掛けが1把ずつコイルされ、‘縄仕掛け、錨及びボンデン旗をそれぞれつなぐ索との結び目’（以下「本件結び目」という。）が絡まった状態で引き揚げられてあり、本件結び目から約1m先が左舷部スタンションに縛られていた。</p> <p>② フロアがない和船型で、海面から舷縁までの高さが約40cm、床面から舷縁までの高さが約50cmであり、回収作業中、多少の揺れであれば膝を舷縁に当てて体を支えることができたが、落水した際に船内に乗り込む設備がなかった。</p> <p>③ 本件漁具は、縄仕掛け4把分（約360m）の両端に錨をつなげて海底に沈め、海上にその両端位置を示すボンデン旗で構成されており、1把（長さ約90m、乾燥重量約13kg）につき約10cmの2枚貝及び巻き貝を約1.5m間隔で60個付けてあった。</p> <p>(4) 事故発生状況について 本件船長の親族によれば、次の通りであった。</p> <p>① 本件船長は、本件結び目の絡まりを船上でほどく目的で、錨索を固定していたが、うねりの山に差し掛かり、錨索が張ったことで、本船が左舷部スタンションを中心に傾き、バランスを崩して落水したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>② 本件結び目の絡まりを船上でほどく作業は、入航後に行うことができる作業であった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p>	<p>不明</p> <p>不明</p>

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>本件船長は、溺水した。</p> <p>本件船長は、波高約 1.5 m のうねりのある状況下、本件漁場において本件漁具を回収中、落水したものと考えられる。</p> <p>本件船長は、本船から約 1 M 離れた海上で発見されたことから、落水して漂流中、溺死したものと考えられる。</p> <p>本件船長は、本件漁具を左舷船首方から回収し、本件結び目の絡まりを引き揚げた後、錨索を固定したことから、本船が左舷部スタンションを中心に傾き、バランスを崩した可能性があるものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本件船長が、波高約 1.5 m のうねりのある状況下、本件漁具を回収中、落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>本件組合担当者は、本件船長が救命胴衣を着用して浮いているところを発見されたので、本事故後、組合員に改めて救命胴衣着用の周知、徹底を行った。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和船型の船長は、防水型又は防水パックに入れた携帯電話を携行して緊急時の連絡手段を確保し、落水した場合に備え、縄ばしご等を準備しておくことが望ましい。</li> <li>・ 和船型の船長は、うねりのある状況下、出航を控えることも考慮に入れ、出航後、十分に注意して作業に当たるとともに、結び目の絡まりをほどく作業等、入航後に行うことができる作業に関しては、入航後に行うことが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

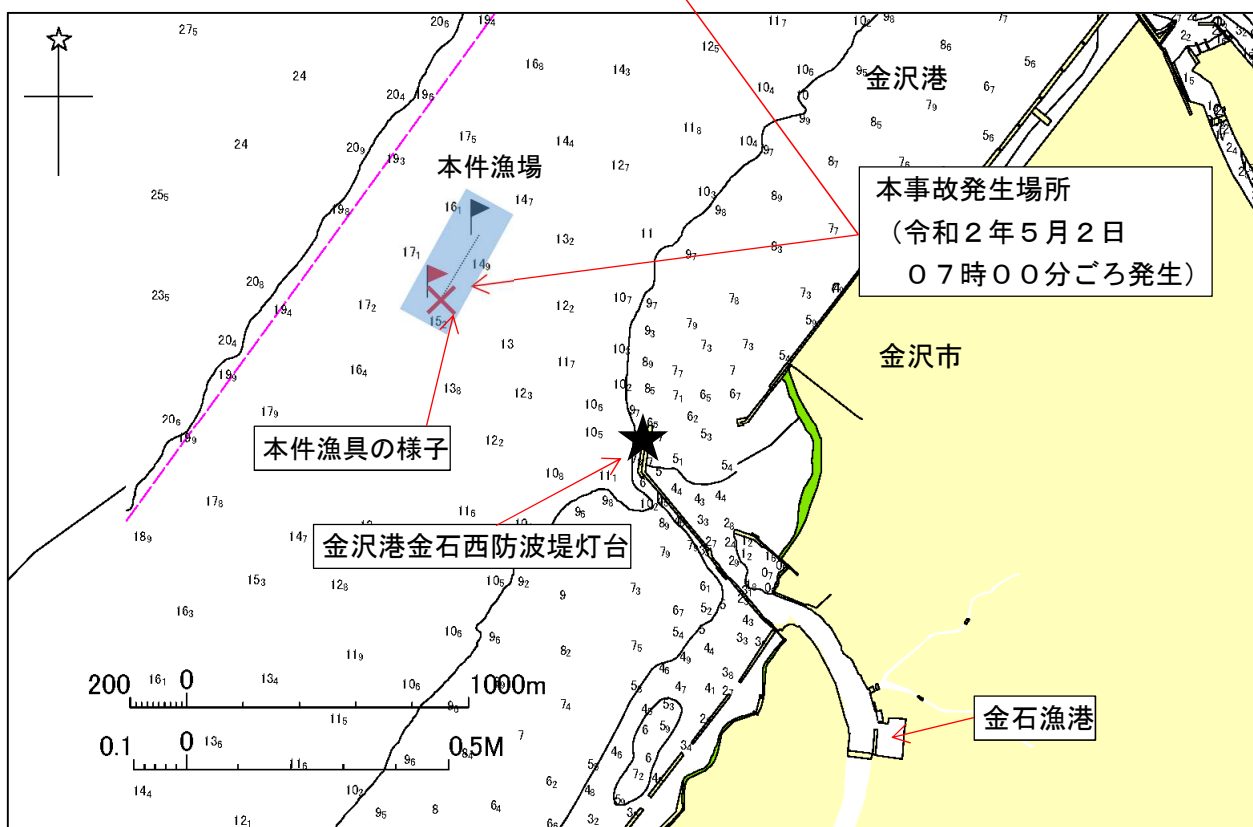
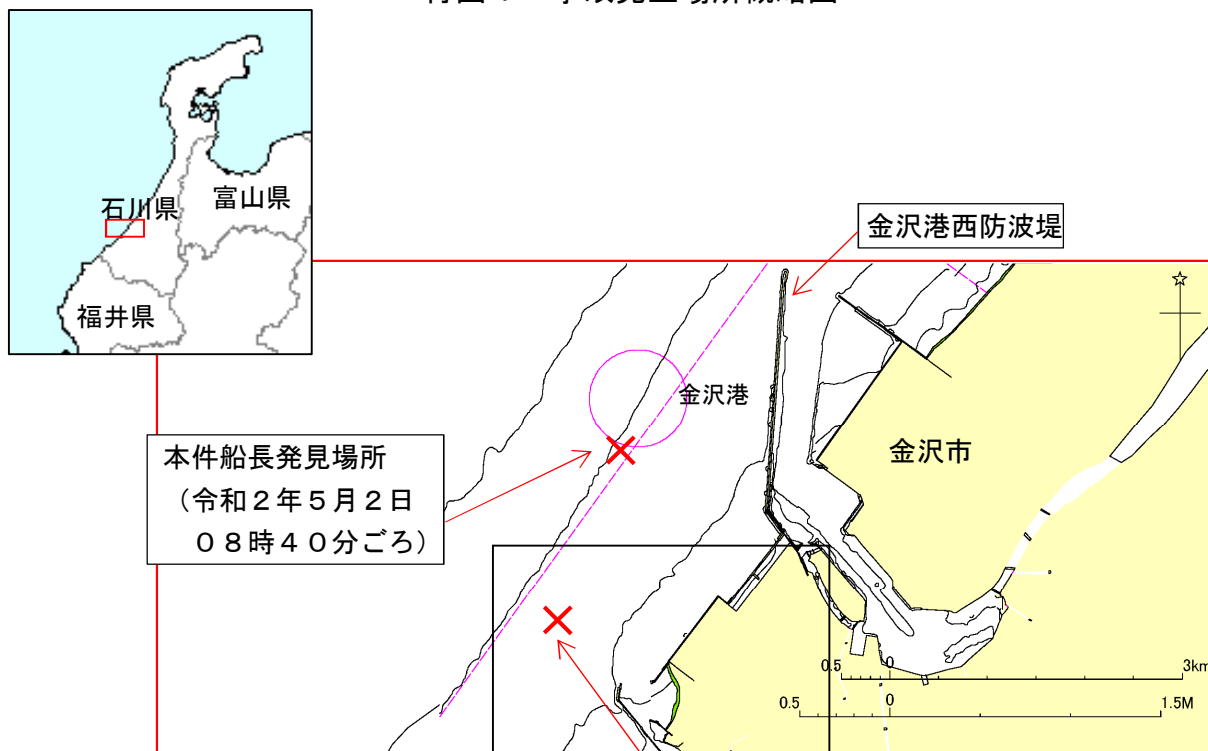


写真1 本船



写真2 本件漁具

4把分の縄仕掛けがコイルされている状況



写真3 本件漁具の回収状況（再現）



写真4 本件結び目の絡まり



写真5 本件船長が着用していた救命胴衣

